特集

Animal assisted intervention(AAI)への道のり 一動物愛護を知る―

土田あさみ

動物介在教育·療法学会 理事 東京農業大学

動物愛護という言葉は我が国ではよく知られた言葉 である。毎年9月には動物愛護週間があって各地で 動物関係団体による催しが行われていることや、小学 校教育において「動物を飼」うこと、「動植物にやさ しい心で接すること |、「生命を大切にすること | (「小 学校学習指導要領(平成29年告示)解説 より)、 「動物を愛情豊かに育て」ること(「小学校学習指導要 領(平成29年告示)解説 生活科編 より)等を目 標として、動物にかかわる機会を設けるなどしている ことから、動物を愛護するという考え方や行為は特別 なことととらえられていない。辞書によると動物愛護 とは「動物を愛し保護すること」(広辞苑第7版)で あり、「「愛護」とは「かわいがり、大事にすること」 であり、「かわいい」という情動と「大事にする」と いう行為が含まれ」る観念である(佐藤 2005)。「動 物の「愛護」という言葉は、一般的には、情緒的・感 傷的・個人的なニュアンスが強い言葉としてうけとめ られがちである | (資料 4 「動物の愛護管理の歴史的 変遷」より)とされる。これら辞書の意味や一般通念 から、動物愛護は人側の感情から湧き上がる主観を基 準にした考え方であり、家庭動物とのかかわりにおい て一般的に受容されているといえる。

我が国で動物を保護するための基本的な法律といえば、動物の愛護と管理に関する法律(以下、動物愛護法)を挙げることができる。しかし動物愛護法が一般にどれぐらい知られているかについては、2010年の内閣府による世論調査「動物愛護に関する世論調査」において動物愛護法を知っていたのは30.5%であった。その10年後、ペットフード協会による2020年の全国犬猫飼育実態調査では動物愛護法の認知度は48.5%(「よく知っている」8,8%、「ある程度の内容は知っている」39.5%)となり、認知度の上昇が認めら

れている。

動物愛護法における「動物の愛護」とは「動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等」であるとする。法的には「動物の愛護」とは、生態や習性を考慮して動物を適正に飼養することであり、動物の福祉(動物の幸せ)の実現を目指し、その実現をもって人社会の情操を涵養することを法の目的とする。一方、動物愛護は個人的な内面の判断を基準とするものなので、動物愛護法における「動物の愛護」が指す「動物の愛護」の意味内容と同一とは言い難い。

前述の通り、動物愛護法の目的は人社会の益を目指すもので、これを動物愛護思想という。この動物愛護思想が動物愛護法に込められた経緯は、近年、動物愛護法の成立を追った研究で明らかにされた(春藤2020)。動物愛護法の「動物の愛護」といわゆる動物愛護にみられる食い違いが生じた理由の一端は、明らかにされた動物愛護法成立の経緯とその変遷から知ることができる。本稿では、動物愛護および動物愛護法についての理解を深めることを目的に、動物愛護および動物愛護法に関する調査研究資料をもとに動物愛護について概説する。

動物愛護法の成立の経緯とその変遷の概要

動物愛護法は議員立法として1973年成立した。その目的*は、「動物の愛護」を通して「国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資する」こと(動物愛護思想)である。その上で「人と動物の共生する社会の実現を図る」とする。動物愛護法は「動物の愛護」を達成するために、動物一般の取扱いにおける基本的な理念と、主に動物を飼養する管理者、すなわち一般飼い主や動

^{*}第一条(目的) この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

物取扱業者を対象に取扱いの規定を定めている。以下の動物愛護法成立の経緯を追った概説の多くは、春藤の論文(2018, 2019, 2020)をもとにしている。

動物の愛護をもって人社会の情操を涵養するという 動物愛護思想が、動物愛護法に組み込まれた発端は、 この思想をかかげる社団法人日本動物愛護協会(現在 の公益財団法人 日本動物愛護協会:以下,動物愛護 協会)が法律制定の始まりからかかわったことにあ る。動物愛護協会は1948年発足で、動物愛護協会の 設立者には戦後に猟犬や純血犬にかかわる畜犬界,戦 前の動物愛護運動と関連がある仏教の関係者等を中心 に、その他動物園協会関係者、日本野鳥の会創立者、 競走馬関係者等が名を連ねている。設立の背景には連 合国最高司令官総司令部獣医課が関わっており、設立 前に獣医課が当時の東京都衛生課が行っていた狂犬病 予防接種業務と野犬捕獲業務を視察していた。当時の 野犬捕獲業務(捕獲の方法、捕獲犬の取扱)が獣医課 に問題視されていたことが、動物愛護協会設立のため の獣医課と設立関係者との協議に関する資料からわ かっている。実際、捕獲犬は大学病院や研究施設に実 験用として払い下げされて非常に不幸な取扱いを受け ていた。このような状況を防止する有効な団体が戦後 の日本になかったとして、イヌの取扱いに興味のある 人物を中心にして獣医課が設立に動いたというのが背 景にあったとみられる。不幸な状況にあるイヌを保護 することが、動物愛護協会設立の主な動機であったと 考えられる。もっとも、動物愛護協会の理念は動物愛 護思想という人道主義ではあった。この点について は、動物愛護協会の一員であった会田保彦氏が、在籍 時の常套句として「動物愛護を一言でいえば「人類 愛」であり、二言でいえば「弱者に対する慈しみ」と の説を繰り返した | (会田 2015) と述べていることか らも確認できる。動物愛護協会の組織はその後, 1956年に動物を実際に救済することを目的とした日 本動物福祉協会と分かれ、動物の適正飼養や愛護意識 の涵養の普及という社会教育運動を担うことになっ た。

1951 年の動物愛護協会が作成した動物虐待防止法案をみると、その目的は「動物の虐待を防止すること」とし、その対象は「あらゆる種類の動物で人が占有し又は保管しているもの」であった。その後 1965 年に全日本動物愛護団体協議会が結成され、法案見直しを行った。この協議会のメンバーには、「動物愛護団体のほかに、獣医師、鳥、動物園、犬種、猫関連団体等の参加があった一方で、畜産動物関連団体や、実験動物関連団体の参加は認められ」ていない。協議会は 1966 年に先の動物虐待防止法案とは異なる動物保護法案を作成した。この法案の目的は「動物の適正な

取扱い、動物にみだりに苦痛を与えることの防止その 他動物の保護に関する事項を定め、もって国民の間に 動物を愛護する気風を招来し、国民の友愛と平和の情 操を助長するのに資することを目的とする」とあり、 また、対象とする動物を哺乳類又は鳥類とするなど、 今日の動物愛護法の原型をみることができる。ただ し, この動物保護法案にあった基本理念の「何人も, 動物に対しては愛護の心情をもつて臨むことを基本と するものとする」という文言は、1970年の法案では 削除されている。春藤(2020)は推測であるとした 上で、「この条文は個々人の心情に踏み込んだもので あることから、法律として定めるには馴染まないもの として削除されたものと考えられる」としている。当 時の法案名称には「愛護」ではなく「保護」がつけら れていたことも、個人の主観に踏み込まない姿勢が あったのかもしれない。しかし、「動物の保護及び管 理に関する法律 | は1999年に「保護 | から「愛護 | に変更され、動物愛護法と改称された。この改称は改 正当時,動物の遺棄,不適切な飼養,虐待が社会問題 となっていたことが理由になっている(青木 2009)。 動物愛護法に「愛護」の文言は組み込まれたが、条文 中にその文言が動詞で使われているのは目的条項のみ である。また、環境省の告示である家庭動物等、産業 動物、実験動物、および展示動物の飼養及び管理に関 する基準においては、終生飼養の対象である家庭動物 等および展示動物に対する基準においてのみ「愛情| という文言がみられる。したがって、動物愛護法にみ る「動物の愛護」は、情緒的な「愛護」を示している のではなく、動物福祉としての「動物の愛護」であ り、明らかにいわゆる動物愛護とは区別されていると 考えられる。

動物愛護法に犬猫の引取の項が含まれた点に関しては、動物愛護協会が当時「狂犬病がまだ発生していた占領期から東京都心部において主として犬・猫の引き取り、治療、譲渡、殺処分を行う動物収容所を運営してきた実績をも」っていたことが挙げられる。その引取の目的は「明確には語られないが、引取ることによる遺棄の防止は、治療機会の確保、新しい飼主への譲渡といったものが考えられる」(春藤 2020)。イヌの引取に関しては、防疫の観点から野犬狩りを規定する狂犬病予防法との調整、引取動物の収容能力も含めた引取業務を請負えることのできる行政のレベル(都道府県か、市区町村か)などの問題を合理的に解決するということで、現在の形に至ったとされる(春藤 2020)。

動物愛護思想の起源

日本における動物愛護思想の起源は明治30年代

(明治30年は1897年)に求められる。明治期に動物 愛護運動を推進した動物虐待防止会(1908年に動物 愛護会と改名)は、キリスト教信者である廣井辰太郎 を中心に著名な教育家、貴族院議員、仏教系関係者な どの中・上流階級の知識人により 1902 年に設立され ている (近森 2000)。動物愛護会が展開した動物愛護 運動は、主にイギリスの穏健化した動物虐待防止協会 をモデルとし、機関誌の発刊や動物愛護の思想の普及 啓発、教育活動などとして展開された。動物愛護運動 が起こった要因の一つとして、当時運搬用に使役され ていた牛馬の扱いが虐待に当たると、外国人から指摘 があったことが挙げられる。そして、貧民問題や工場 労働者問題などの社会問題が動物虐待と同時期に発生 していたことが重要な点とされる。近森(2000)は 動物愛護が人道的目的をもった契機を、社会問題を背 景にして知識人が動物虐待を「他者の苦痛」という人 道の問題として気づいた点にみる。運動のきっかけに キリスト教信者が中心にいたことは、協会の理念だけ なくその活動内容にも欧米文化の影響があったと考え てよいだろう。伊勢田 (2006) は、動物愛護思想の 運動にキリスト者と仏教者の両輪による宗教運動とし ての可能性を指摘する。春藤(2018)も、戦後の動 物愛護協会の「創立総会に戦前の動物愛護運動に深く 関与した仏教界からの参加があった点は特筆すべきだ ろう」としている。明治においても戦後においても、 宗教関係者の参加は動物愛護運動にとって大きな推進 力になったと考えられる。明治期に展開された動物愛 護運動は戦後の運動に共通であるが、明治期の動物虐 待防止会と戦後の動物愛護協会に直接のつながりが あったかについて、春藤は言及していない。

欧米における動物愛護思想は、19世紀初頭に生ま れた人道主義とよばれる社会改革運動に始まるとされ る (白石 2011)。イギリスでは 17 世紀末に動物愛護 の萌芽がキリスト教の教義に現れていたとされ(白石 2011), 18世紀中ごろには作家や思想家の間に広が り、1822年にはマーチン法という畜産動物を保護す る法律の成立をみた。続いて1824年には動物虐待防 止協会が設立されている。動物虐待防止協会のこの時 代の会報に「もの言わぬ動物の利益を代弁する者が必 要であること、動物に対し人道的配慮をすることは人 間性の向上を意味すること等が述べられている」と福 田(1998)は報告している。「もの言わぬ動物の利益 を代弁する者 | という件は動物側に立つ姿勢を示すも ので、動物福祉の下地がみえる。産業革命以降、一次 産業従事者の激減により動物資源への依存度の少ない 生活者が増えて、生活環境の都市化により動物との多 角的な関係を持つ人口が減少したことが、動物に対す る姿勢の変化をもたらした(福田 1998)。福田 (1998) は、動物虐待防止協会設立の背景には、世界は人類のためにあるというデカルトの時代から、中流階級の台頭とデカルトの動物観への批判の時代へと移行し、そして人と動物が進化的に連続しているという進化論の出現と都市化生活者が増えて自然資源への依存意識の希薄化があって、人間社会における動物の役割が搾取の対象から思索の対象に変化したことがあったとする。動物虐待防止協会の活動は後に、虐待の告発から教育活動へシフトし、1840年には王立協会となって富裕層が所属する協会となり、運動は穏健化していった(近森 2000)。この穏健化した活動が明治以降の日本にキリスト教信者を通じて紹介されたものと考えられる。

19 世紀のアメリカでは 18 世紀のイギリスの思想が 伝えられ、「動物を数多く取り上げている子ども向け 書物や自然史と呼ばれた書物は、そのほとんどがイギ リスの出版物を「模倣」したものにすぎないとされて きたことから、取るに足りないものとして扱われがち であった」(白石 2011)。ところが、文化史研究や家 族史研究によって 19 世紀後半の家庭向け書物に動物 愛護の感性を養う内容が込められていたことが明らか になった(白石 2011)。白石(2011)は近森(2000) 同様に、動物愛護思想をこの時代の暴力抑止のための 政治的利用の面から考察し、暴力抑止としての他者に 対する痛みに言及している。会田(2015)も、この 時代のアメリカにおいて奴隷解放という社会問題によ り人民の意識が荒廃したことから、人道の回復を目的 として「「もの言えぬ動物たちに心を通わせいつくし む気風を育ませることは思いやりの涵養につながり、 ひいては平和な社会を築く礎となる」という考えが唱 えられ」て、「人と動物の適正な係わりこそが人道教 育に欠かせないとの説」があったと述べている。ま た、植民地時代のアメリカでは被征服民の教育がキリ スト教を基本に行われ、この中で動物虐待を防ぐ手立 てが子どもたちに慈悲深さを教えることであるとされ た(「人の優しさを育む「ヒューメイン・エデュケー ション||より)。

以上のように、日英米で展開された動物愛護思想には起源当時においては政治的、社会的な背景があったことが認められるが、酷使される動物をみて他者の痛みとする感性がこの時代に見出され、これが人道主義と結びついて人社会の情操に必要な思想として受け入れられていったことが確認された。この動物愛護を通した人道主義は動物愛護法にみる理念と共通である。ところで、米英では動物愛護思想はヒューメイン・エデュケーションへ、動物の代弁者という考え方は動物福祉へと、それぞれ発展したとみることができる。しかし日本では動物側からの視点に移行することはな

かった。

動物の視点に立った動物愛護とは

動物を愛護することは、本当に「他者への痛み」に 気づいて人社会の情操を涵養するのであろうか。実際 の飼育現場では飼い主による多頭飼育問題(劔 2020) や不適切管理(今野・尾形 2014) などの報告があり、 このような問題が起こる要因の一つとして、飼い主が 飼育動物が快適かという視点を欠いている点が挙げら れよう。教育的効果を狙って行われている小学校にお ける動物飼育は、飼育動物に関する知識や長期休暇に おける飼育作業などの点で適切性や継続性に課題が多 い。そのため、環境省では学校で動物を飼育するため の指針を「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準| の「第6 学校、福祉施設等における飼養及び保管」 に示し、文科省では「学校における動物飼育に関する 参考資料 | や「学校における望ましい動物飼育のあり 方 を公開している。小学校教育の中で動物愛護思想 として動物飼育を取り入れるのであれば、飼育されて いる動物の状態を把握し適切に対応することが「他者 に対する痛み」を知ることになる。学校飼育動物の効 果を調査した中島(2015)は、児童が動物と向き合 える環境を整えること、周りにいる大人(教員、獣医 師など)がサポートすること、飼育動物の死に際して は児童の心のケアを行うこと等が、児童への教育的効 果を生むと述べている。動物を個人的な感情からかわ いがるだけでは、動物愛護思想が掲げる気風を招来す ることはできないのではないだろうか。ここに加える べきは、動物に関する知識を得て適正に飼養管理する という動物福祉の考え方であろう。

動物愛護法における「愛護」の意味は、環境省によれば「動物に対する実態的な行為」と「生命尊重などの理念」の2つの意味を内包しているとする(前掲資料4)。実態的な行為とは、虐待防止、適正な取扱い、適正管理で、動物の習性等に配慮しつつ、愛情ややさしさをもって取扱うことを含む。これらの点から、動物愛護法における「「動物の愛護」とは、「動物の福祉」と同義の述語であるとみなすこともできる」(前掲資料4)としている。

動物福祉について

動物の立場に立った配慮を謳う動物福祉は1965年にイギリスで畜産動物を対象に提唱された考え方で、現在では畜産動物だけでなく動物一般に対して適用されている。動物福祉は動物側に立つ基準として「5つの自由」(①飢えと渇きからの自由, ②不快からの自由, ③痛み, けが, 病気からの自由, ④正常行動を発現する自由, ⑤恐怖と苦悩からの自由) を採用してい

る。世界動物保健機構(World Organization for Animal Health: OIE) は、良い動物福祉とは、動物の良 好な状態を保つために疾病の予防、適切な獣医学的処 置,適切な休息場所,適切な管理と栄養,人道的取 扱、人道的殺処分が可能であること (OIE [Introduction] to the recommendations for animal welfare」より) と する。しかし、動物福祉に関する課題は少なくない。 動物を扱う目的や社会の文化が多様であること、そし て動物の状態を把握するための基準は個人の経験に基 づいた判断が含まれることなどから、動物福祉の評価 は容易でない。家庭での愛玩用から人の心理的サポー トとしての介在動物、補助犬などのサポート用、麻薬 犬や災害救助犬などの仕事用、競走馬などの遊興用や 馬術用など、動物の用途の多様性や飼養環境の多様 性・地域性などは一貫した福祉状態を評価する基準を 作ることの難しさを示唆する。

我が国において動物福祉は新しい考え方である。佐 藤衆介氏が我が国にアニマルウェルフェアを研究会誌 で紹介したのは1985年であった(佐藤2015)。この 時代の日本では、動物福祉という言葉はほとんど知ら れていなかった。2000年代以降になって、専門分野 でこの言葉が必要な情報として認知され始めたと思わ れる。一般社会への普及はその後である。真辺(2021) は猫の扱われ方から日本の近現代を読み解いた著書 で、近代は科学の発達により物事の有用性や効率性を 重視する社会となって,「動物愛護は、あくまで人間 社会での有用性の観点から主張され」た時代で、「人 間のみの幸せ」を追求した時代である。そして,現代 は不適切な終生飼養の状態や遺棄・虐待など課題は山 積しているものの「その福利を第一に考える方向に進 んできていることは間違い」なく、人と「猫自体の幸 せをも」追究する時代になりつつある、としている。 真辺によれば、日本は現代に至って、ようやく動物側 からの視点を持つ時代に至ったと思われる。

動物愛護と動物福祉の融合

日本独自といわれる動物愛護がかかわる思想や運動は、明治においても戦後においても、欧米人による文化的・政策的な背景を持ち、宗教家による後押しを得て育ってきたことが確認された。しかし、一般的な動物愛護が動物福祉にみられるような動物の立場に立つ視点に気づくのに、動物愛護思想が生まれてから現在までの時間を要した。

動物愛護法における「動物の愛護」は、虐待防止、適正な取扱いなどの動物福祉に相当する「動物に対する実態的な行為」と「生命尊重などの理念」という人道上の理念の両方を含有する言葉として扱われていることがわかった。「動物に対する実態的な行為」には

「愛情ややさしさをもって取り扱うこと」が含まれ、一般的な動物愛護の意味も含まれていた。動物愛護法の「動物の愛護」は動物愛護と動物福祉を包含する、より大きな枠であると解釈される。すなわち、動物愛護法をもって日本は動物の側から視るスタートラインに立ったと考えられる。ただし、動物の保護法という観点からみると、理念的に産業動物や実験動物等の動物一般を含んで広範な特性を有する動物を対象とし、加えて犬猫の引取や処分の規定も含むことから、動物愛護法は一般的には難解といえる。

参考資料

- 会田保彦. 2015. 愛護と福祉. 動物観研究, 20, 55-58.
- 青木人志. 2009. 日本の動物法, pp62-63, 211-212. 東京 大学出版会, 東京都.
- 近森高明. 2000. 「動物愛護の〈起源〉:明治三〇年代における苦痛への配慮と動物愛護運動.
- 福田かおる. 1998. イギリスにおける動物愛護思想―大衆文化としての歴史的・社会的背景―.
- 学校における動物飼育. https://www.mext.go.jp/content/20210701mext_ kyoiku01-100002611_01.pdf (最終閲覧日 2021.8.31.)
- 学校における望ましい動物飼育のあり方. https://www.mext.go.jp/b_menu/ hakusho/nc/06121213/001.pdf (最終閲覧日 2021.8.31.)
- 人の優しさを育む「ヒューメイン・エデュケーション」. 2015. pp32-41, 監修 的場美芳子. 編集 阿部里紗. (Humane Education: An Overview, Ed. Whitlock ES. 1975) 訳本. 特定非営利活動法人 動物介在教育・療法学会、神奈川県.
- 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準. http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/laws/nt_r02_21_1.pdf. (最終閲覧日 2021.8.31.)
- 今野洋子,尾形良子. 2014. 動物愛護に関する実態と課題. 人間福祉研究, 17, 33-46.
- 伊勢田哲治. 2006. 明治期動物愛護運動の動機づけはいかなるものであったか―関係者の背景分析を通して―.
- 一般社団法人 ペットフード協会 統計・資料. 令和2年 全国犬猫飼育実態調査. https://petfood.or.jp/data/

- chart2020/10.pdf (最終閲覧日 2021.8.31.)
- 真辺将之. 2021. 猫が歩いた近現代 化け猫が家族になるまで. Pp208, 212-213. 吉川弘文館, 東京都.
- 内閣府世論調査「動物愛護に関する世論調査」https://survey.govonline.go.jp/ h22/h22-doubutu/2-3.html (最終閲覧日 2021.8.31.)
- 中島由香. 2015. ひとと動物の絆の心理学. ナカニシヤ出版, 京都府.
- 佐藤衆介. 2015. アニマルウェルフェア 動物の幸せについての科学と倫理. ppiv, 90. 東京大学出版会, 東京都.
- 世界動物保健機構 Introduction to the recommendations for animal welfare: Terrestrial Animal Health Code: https://www.oie.int/en/what-we-do/standards/codes-and-manuals/terrestrial-code-onlineaccess/?id=169&L=1&htmfile=chapitre aw (最終閱覧日 2021.8.31.)
- 白石(那須)千鶴. 2011. 19世紀初頭アメリカ合衆国における動物愛護—正規転換期の政治情勢からみる社会的意味の考察を中心に—. 国際経営・文化研究, 16, 27-40.
- 資料4 「動物の愛護管理の歴史的変遷」. 2004. 環境省第1回 動物の愛護管理のあり方検討会: http://www.env.go.jp/nature /dobutsu /aigo/ 2_data/arikata/h16_01/mat04.pdf (最終閲覧日 2021.8.31.)
- 小学校学習指導要領(平成 29 年告示) 解説 https://www.mext.go.jp/content/1413522_001.pdf(最終閲覧日2021.8.31.)
- 小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 生活編https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387017_006.pdf(最終閱覧日2021.8.31.)
- 春藤献一. 2018. 占領下における社団法人日本動物愛護協 会の成立. 日本研究, 57, 189-219.
- 春藤献一. 2019. 日本動物福祉協会成立史―日本動物愛護協会からの独立と実験用犬の飼育環境改善活動―. ヒトと動物の関係学会誌, 53, 40-49.
- 春藤献一. 2020.「動物の保護及び管理に関する法律」における法案条文策定過程の検討:理念規定及び犬・猫引取義務規定を中心に. 日本研究, 61, 69-104.
- 劔陽子. 2020. 犬の多頭飼育事例に対し他機関連携で取り 組んだ2事例. 日本公衆衛生学雑誌, 67, 146-153.